

水資源開発基本計画(フルプラン)の概要

令和8年10月8日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

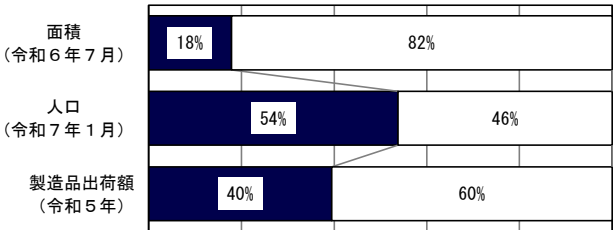
水資源開発基本計画(フルプラン)の概要

産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系として指定し、同水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画を決定する。

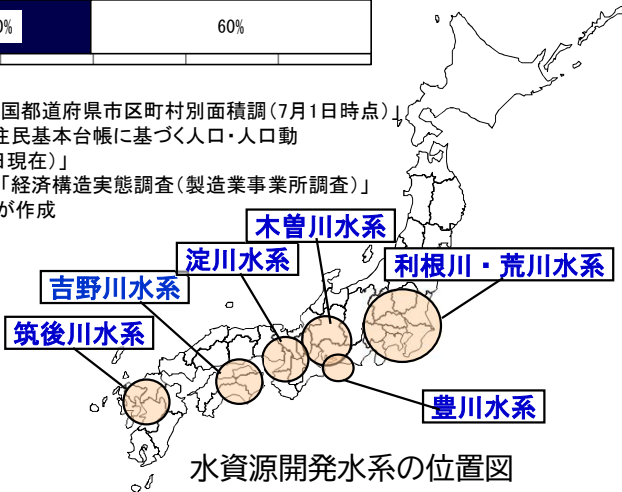
〔根拠法令:水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第4条〕

- 【記載内容】①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

全国の面積・人口・製造品出荷額等に占める
水資源開発基本計画の対象地域の割合



(出典)
・面積:国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(7月1日時点)」
・人口:総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)」
・製造品出荷額等:経済産業省「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」
をもとに国土交通省水資源部が作成



各水系の水資源開発基本計画の概要【令和8年5月】

	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曽川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	令和3年5月 (6次計画) -令和6年12月 一部変更	令和6年12月 (3次計画)	平成16年6月 (4次計画) -令和6年12月 一部変更	令和4年5月 (6次計画)	平成31年4月 (4次計画) -令和5年1月 一部変更	令和5年1月 (5次計画)
目標年度	令和12年度を目途	令和17年度を目途	平成27年度を目途	令和12年度を目途	令和12年度を目途	令和12年度を目途
水資源開発基本計画 掲上事業						
完了した事業※ (改築事業を除く)	26事業	1事業	8事業	13事業	7事業	12事業
実施中の事業	4事業	2事業	2事業	—	3事業	4事業
水の供給量もしくは 供給区域を変更する事業	●思川開発事業 ●霞ヶ浦導水事業	●設楽ダム建設事業	●木曽川水系連絡 導水路事業			●寺内ダム再生事業
水の供給量及び 供給区域の変更を 伴わない事業 (包括掲上)	○成田用水施設改築 事業 ○利根川河口堰大規模 地震対策事業	○豊川用水二期事業	○木曽川用水濃尾 第二施設改築		○早明浦ダム再生 事業 ○旧吉野川河口堰 等大規模地震対策 事業 ○香川用水施設改 築事業	○福岡導水施設地 震対策事業 ○筑後川水系ダム 群連携事業 ○筑後川下流用水 総合対策事業

※国及び独立行政法人水資源機構等が実施した事業で、新たな水資源開発を行った事業

○水資源開発基本計画の全部変更に着手 ～需要主導型からリスク管理型への転換を推進～

・近年、危機的な渇水、大規模災害、施設の老朽化など、水資源を巡る新たなリスクが顕在化している現状を踏まえ、国土審議会からの答申(平成29年5月)に基づき、従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、水資源開発基本計画の変更を順次実施。

- ・令和8年5月現在、6水系の計画で閣議決定・国土交通大臣決定。
- ・現在、残りの木曽川水系について、計画の見直しに向けた部会を実施中。

水資源開発基本計画に係る答申等について

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、水資源開発基本計画に基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度より国土審議会水資源開発分科会での議論が本格化。
- 平成27年3月及び平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」から、リスク管理型の「水の安定供給」へと、水資源開発基本計画の抜本的な見直しに着手。
- 令和5年10月に調査企画部会にて、平成27年3月の答申に基づく水資源政策のフォローアップを行い、課題解決に向けた提言。

平成27年3月の答申

『今後の水資源政策のあり方について』
国土審議会水資源開発分科会
H25.10.22諮問
H27. 3.27答申

- ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源政策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』

～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ ～

平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』
国土審議会水資源開発分科会
H28.12.22諮問
H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ新たな水資源開発基本計画の策定指針を示したもの
新たな水資源開発基本計画のあり方

1. **水供給を巡るリスクに対応するための計画**
発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. **水供給の安全度を総合的に確保するための計画**
不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価
地域の実情に即した取組を着実に推進
3. **既存施設の徹底活用**
大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. **ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**
水供給の全体システムとしての機能を確保するため、
ハード対策とソフト対策を一体的に推進

水資源開発基本計画の全部変更(閣議決定・国土交通大臣決定)

- H31.4 吉野川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R03.5 利根川・荒川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R04.5 淀川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R05.1 筑後川水系水資源開発基本計画 全部変更
- R06.12 豊川水系水資源開発基本計画 全部変更

令和5年10月の提言『リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について』（国土審議会水資源開発分科会調査企画部会）

リスク管理型の水資源開発基本計画のポイント

①供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクを追加

・危機的な渇水、大規模自然災害、老朽化・劣化に伴う大規模な事故に対しても新たに目標を設定

②需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定

・水需給の両面における不確定要素を踏まえ、リスク管理の観点から

10年に1度程度の渇水時、危機的な渇水時における水需給バランスを点検し渇水リスクを評価

③供給の目標を達成するための必要な対策としてソフト対策を計画に掲上

・「水供給の安全度を確保するための対策」、「危機時において必要な水を確保するための対策」に区分し、地域に即した対策を掲上

④PDCAサイクルの導入

・計画策定後、おおむね5年を目途に水需要の実績や対策効果等を点検し、必要に応じ計画を見直し

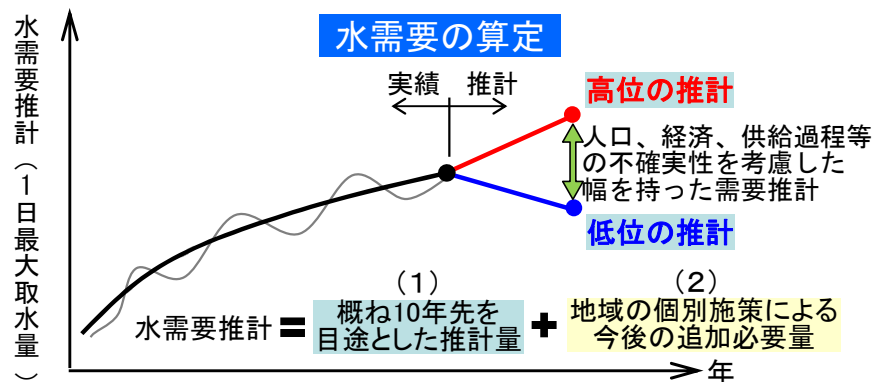
<水需給バランスの点検>

【需要面】

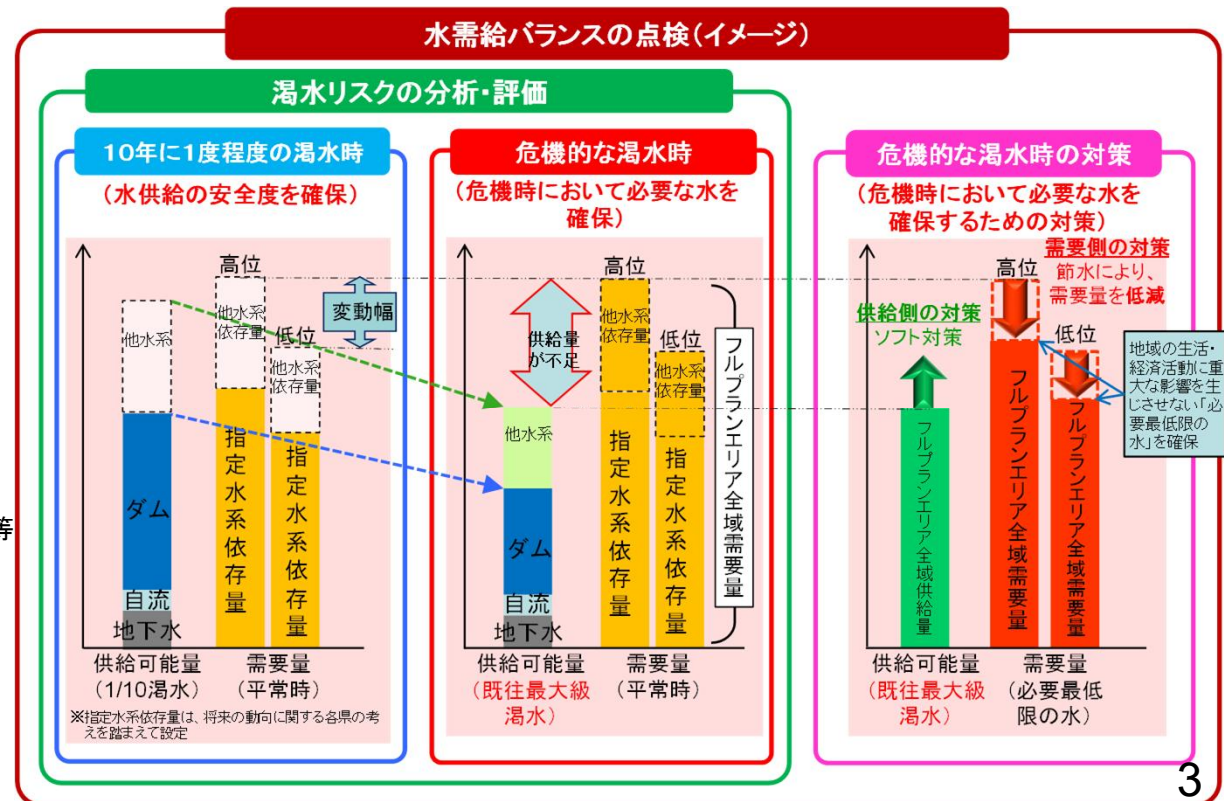
- ・社会経済情勢等の不確定要素：人口、経済成長率
- ・水供給の過程で生じる不確定要素：
水供給過程での漏水等、給水量の時期変動

【供給面】

- ・「10箇年第1位相当の渇水」、「既往最大級の渇水」



水需給バランスの点検（イメージ）



国土審議会

＜国土交通省設置法＞

◆国土交通大臣の諮問に応じて
国土の利用、開発及び保全に
関する総合的かつ基本的な政策
について調査審議

◆国土形成計画法、国土利用計画法、
首都圏整備法、首都圏近郊緑地保
全法、近畿圏整備法、近畿圏の近
郊整備区域及び都市開発区域の整
備及び開発に関する法律、近畿圏
の保全区域の整備に関する法律、
中部圏開発整備法、中部圏の都市
整備区域、都市開発区域及び保全
区域の整備等に関する法律、北海
道開発法、土地基本法、地価公示
法、国土調査法、国土調査促進特
別措置法、水資源開発促進法、低
開発地域工業開発促進法及び豪雪
地帯対策特別措置法の規定により
その権限に属させられた事項を処
理

水資源開発分科会

＜国土審議会令＞

◆水資源開発促進法の規定により、
水資源開発水系の指定、水資源
開発基本計画、国土審議会の
調査審議等の事項を処理

土地政策分科会

北海道開発分科会

豪雪地帯対策分科会

利根川・荒川部会

豊川部会

木曽川部会

淀川部会

吉野川部会

筑後川部会

調査企画部会

流域総合水管理のあり方 検討部会

＜水資源開発分科会における部会設置要綱＞

◆各水系における水資源開発基本計画並びに、
各水系に共通する事項、流域総合水管理の
あり方について調査審議し、分科会に報告

